特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年1月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	固定資産税事務		
②事務の概要	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳 の写し、納税証明を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収・還付 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行		
③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、電子申請システム、地方税ポータルシステム		

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項及び別表24の項
- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(固定資産税事務 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表 「地方税法その他の地	に基づく利用特別 において情報提 のうち、第1欄(情 也方税に関する法 (平成三十一年法	の提供の制限) 定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に は律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境 法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請	求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
---	----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 う重大事故が発生したか	く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
Ţ	基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択し されている。	た評価実施機関については	、それぞれ重点項	目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			

2. 特定個人情報の入手(付	青報提供 ネ	ドットワークシス・	テムを通じた入手	を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に とって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託		[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
				* *	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	-クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない
5. 特定個人情報の提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	云(委託や情 [報提供ネットワー	-クシステムを通じ]	た提供を除く。) [O <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) [○ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	ステムとの)接続]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) [O <選択肢> 1) 特に力を入れている	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[ステムとの [)接続]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) [O <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 2) 十分である	

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申告書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・ 啓発は「十分に行っている」と考える。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステ ム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】なし (固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	第一欄(情報照会者)か「市町村長」の頃のつち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	よる地方税の賦課徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税 台帳の写し、納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、	所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行なお、これらの事務に関して、番号法別表第二	事後	
令和7年1月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	る。 ①固定資産税の賦課・徴収 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税 台帳の写し、納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用す	事前	
令和7年1月10日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第二	・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平	事後	
令和7年1月10日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申告書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄	事後	
令和7年1月10日	9. 監査	[]内部監査	[〇]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9)従業者に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、 下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務 取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱 担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取 扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発 防止の周知等を行うこと。	事後	
令和7年1月30日	り扱う事務	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、 宛名・納付システム、収納管理システム、滞納 管理システム	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、 宛名・納付システム、収納管理システム、滞納 管理システム、電子申請システム、地方税ポー タルシステム	事後	